

# 市税徴収強化のさらなる取り組みについて

## 「自動車差押 **タイヤロック** 方式」を導入

市では、税負担の公平性を確保するため、市税などの滞納に對しては差押えや公売などを行い、滞納額を減らす努力をしています。

さらに、新しい取り組みとして、文書や電話などによる再三の催告にもかかわらず市税などを納付されない滞納者に対し、今回新たに「タイヤロック（車輪止め）」を導入します。

### ○対象者

再三の催告に応じない市税・国民健康保険税滞納者（個人および法人）

### ○取り組み概要

自動車などを所有している滞納者に対し、差押予告書を発し、納税が無い場合、タイヤロックを用いて、自動車などの差押えを行います。

※「自動車など」は、自動車、軽自動車、オートバイなどを指します。

### ○目的

所有する自動車などを差し押さえ、タイヤロックを装着し運行不能状態とし、それでも納税されない場合は自動車などを引揚げて公売します。

タイヤロックを装着した自動車などを隠ぺい、損壊などした場合地方税法第382条（滞納処分の罪）ほか、刑法第96条（封印破棄の罪）、刑法第252条

第2項（横領の罪）により処罰されることがあります。

納付が困難な事情などがある場合は、伊奈庁舎税務課収納対策室までお早めにご連絡いただき、納税の計画をご相談ください。



## 市ではタイヤロックのほか、次のような差押えを実施しています！！

### ●不動産差押

不動産の登記簿に「差押」を記載し財産を処分することを禁止して、将来の競売などによって換金できる状態にします。

### ●預金差押

銀行・農協・郵便局などの金融機関に照会を行い、預金（貯金）を差し押えて徴収します。原則として即時徴収となります。

### ●給与差押

勤務先に給与の支払いなどの照会を行い差し押えた後、毎月雇用主から徴収します。

### ●生命保険差押

生命保険を差し押え後解約し、生命保険会社から解約返戻金を徴収します。

### ●その他

国税還付金・自動車税還付金・自動車登録・出資金・売掛金などの差押えを実施しています。

## ☆平成19年度の差押実績☆

（1月31日現在）

差押物件	件数
不動産	92
給与	6
預金	368
生命保険	20
国税還付金	32
自動車税還付金	31
自動車登録	2
出資金	6
売掛金	1

### ◆問い合わせ先

伊奈庁舎税務課収納対策室

☎58-2111（内線1141～1144）